

キャッシュカード規定新旧対象表

旧	新
<p>第1条（カード等の利用）</p> <p>（1）PayPay銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を当社アプリケーション（以下「当社アプリ」といいます。）を通じて提供するサービス（以下「スマホATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。）は、それぞれ次の場合（スマホATMはウ）の場合を除く）に利用することができます。</p> <p>ア）オンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務につき当社と提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して預金に預け入れる場合。</p> <p>イ）オンライン自動出金機の共同利用による現金支払い業務につき当社と提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払い戻す場合。</p> <p>ウ）オンライン自動出金機の共同利用による振込業務につき当社と提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振り込みを行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振込資金として振り込みを依頼する場合。</p> <p>エ）その他当社所定の取引をする場合。</p> <p>（2）カード等は、当社および当社入金提携先・出金提携先・カード振込提携先（スマホATMを除く）所定の時間帯に限り、利用することができます。</p>	<p>第1条（カード等の利用）</p> <p>（1）PayPay銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を当社アプリケーション（以下「当社アプリ」といいます。）を通じて提供するサービス（以下「カードレスATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。）は、それぞれ次の場合（カードレスATMはウ）の場合を除く）に利用することができます。</p> <p>ア）オンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務につき当社と提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して預金に預け入れる場合。</p> <p>イ）オンライン自動出金機の共同利用による現金支払い業務につき当社と提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払い戻す場合。</p> <p>ウ）オンライン自動出金機の共同利用による振込業務につき当社と提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振り込みを行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振込資金として振り込みを依頼する場合。</p> <p>エ）その他当社所定の取引をする場合。</p> <p>（2）カード等は、当社および当社入金提携先・出金提携先・カード振込提携先（カードレスATMを除く）所定の時間帯に限り、利用することができます。</p>

キャッシュカード規定新旧対象表

旧	新
<p>第2条（カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止）</p> <p>（1）カードの所有権は、当社に帰属するものとし、当社は本人にカードを貸与するものとし、</p> <p>（2）当社の承諾なしにカードもしくはスマホATMを利用しているスマートフォン（以下「端末」といいます。）を、他人に譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>第3条（入金機による預金の預け入れ）</p> <p>（1）入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって入金機にカードを挿入、または入金機および当社アプリの画面表示等の操作手順にしたがってスマホATMを利用し、現金を投入して操作してください。</p> <p>（2）入金機による預け入れは、入金機の機種により入金提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、入金提携先が定めた枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>（3）前記（1）のうちカードによる預け入れ操作後に預け入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は毎月、月間の取引明細を郵送する「ご利用明細送付サービス」をご利用下さい。なお、ご利用明細送付サービスご利用にあたっては別途定める手数料をいただきます。</p> <p>第4条（出金機による預金の払い戻し）</p> <p>（1）出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって出金機にカードを挿入、または出金機および当社アプリの画面表示等の操作手順にしたがってスマホATMを利用し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。</p> <p>（2）出金機による払い戻しは、出金機の機種により出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金限度額は、振り込みのための払い戻しを合わせて当社所定の金額とさせていただきます。</p> <p>（3）出金機による払い戻しをする場合に、払い戻し金額と第7条の出金手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払い戻しはできません。</p>	<p>第2条（カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止）</p> <p>（1）カードの所有権は、当社に帰属するものとし、当社は本人にカードを貸与するものとし、</p> <p>（2）当社の承諾なしにカードもしくはカードレスATMを利用しているスマートフォン（以下「端末」といいます。）を、他人に譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>第3条（入金機による預金の預け入れ）</p> <p>（1）入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって入金機にカードを挿入、または入金機および当社アプリの画面表示等の操作手順にしたがってカードレスATMを利用し、現金を投入して操作してください。</p> <p>（2）入金機による預け入れは、入金機の機種により入金提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、入金提携先が定めた枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>（3）前記（1）のうちカードによる預け入れ操作後に預け入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は毎月、月間の取引明細を郵送する「ご利用明細送付サービス」をご利用下さい。なお、ご利用明細送付サービスご利用にあたっては別途定める手数料をいただきます。</p> <p>第4条（出金機による預金の払い戻し）</p> <p>（1）出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって出金機にカードを挿入、または出金機および当社アプリの画面表示等の操作手順にしたがってカードレスATMを利用し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。</p> <p>（2）出金機による払い戻しは、出金機の機種により出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金限度額は、振り込みのための払い戻しを合わせて当社所定の金額とさせていただきます。</p> <p>（3）出金機による払い戻しをする場合に、払い戻し金額と第7条の出金手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払い戻しはできません。</p>

キャッシュカード規定新旧対象表

旧	新
<p>第14条（解約、カード等の利用停止等）</p> <p>（1）預金口座を解約する場合には、そのカードは当社に返却するか、お客さまの責任において破棄してください。また、預金口座取引一般規定により、預金口座が解約された場合にも同様の取り扱いとします。</p> <p>（2）カードの改ざん、不正使用など当社がカード等の利用を不相当と認めた場合には、カード等の利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。</p> <p>（3）次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。ただし、ウ）の場合は、当社所定の方法により、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>ア）第2条（2）に違反したとき</p> <p>イ）預金口座取引一般規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき</p> <p>ウ）預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>エ）カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>オ）端末の盗難、紛失等により、スマホATM を不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p>	<p>第14条（解約、カード等の利用停止等）</p> <p>（1）預金口座を解約する場合には、そのカードは当社に返却するか、お客さまの責任において破棄してください。また、預金口座取引一般規定により、預金口座が解約された場合にも同様の取り扱いとします。</p> <p>（2）カードの改ざん、不正使用など当社がカード等の利用を不相当と認めた場合には、カード等の利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。</p> <p>（3）次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。ただし、ウ）の場合は、当社所定の方法により、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>ア）第2条（2）に違反したとき</p> <p>イ）預金口座取引一般規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき</p> <p>ウ）預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>エ）カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>オ）端末の盗難、紛失等により、カードレスATM を不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p>